

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	319,924	342,394	309,270	324,037	663,284
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,728	6,355	6,305	6,225	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		326,652	348,749	315,575	330,262	663,284
標準財政規模		8,768,098	8,902,589	8,886,693	9,023,856	9,000,882
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.72%)	(3.91%)	(3.55%)	(3.65%)	(7.36%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	0	0	0	0	0
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	▲ 10,548	▲ 12,031	8,703	41,682	78,501
	後期高齢者医療特別会計	10,793	12,829	16,913	14,598	17,307

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	下水道事業会計	480,928	560,324	627,434	706,001	760,074
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		807,825	909,871	968,625	1,092,543	1,519,166
標準財政規模		8,768,098	8,902,589	8,886,693	9,023,856	9,000,882
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.21%)	(10.22%)	(10.89%)	(12.10%)	(16.87%)

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	382,387	374,178	345,827	389,995	285,217
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		382,387	374,178	345,827	389,995	285,217
標準財政規模		6,871,543	6,896,910	6,942,756	7,052,617	7,010,053
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.56%)	(5.42%)	(4.98%)	(5.52%)	(4.06%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	▲ 86,715	▲ 91,827	▲ 121,619	▲ 115,194	▲ 147,163
	宇美町老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	宇美町後期高齢者医療特別会計	4,472	5,622	9,257	11,288	12,819
合計 (2)		981,090	870,571	788,315	698,852	521,038
標準財政規模		6,871,543	6,896,910	6,942,756	7,052,617	7,010,053
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.27%)	(12.62%)	(11.35%)	(9.90%)	(7.43%)
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宇美町上水道事業会計	650,536	568,342	522,528	393,858	353,026
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	30,410	14,256	32,322	18,905	17,139
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	252,427	480,356	271,351	319,856	319,708
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		252,427	480,356	271,351	319,856	319,708
標準財政規模		6,411,417	6,368,057	6,343,516	6,462,007	6,420,556
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.93%)	(7.54%)	(4.27%)	(4.94%)	(4.97%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 68,296	▲ 47,652	▲ 79,070	▲ 152,623	▲ 84,846
	老人保健特別会計	976	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	13,821	5,631	1,976	1,300	1,015
合計 (2)		944,917	1,174,244	1,049,310	1,013,114	1,019,839
標準財政規模		6,411,417	6,368,057	6,343,516	6,462,007	6,420,556
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.73%)	(18.43%)	(16.54%)	(15.67%)	(15.88%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	740,231	727,024	703,555	693,888	648,134
		流域関連公共下水道事業会計	-	-	-	-	135,828
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	流域関連公共下水道事業特別会計	5,758	8,885	151,498	150,693	-
	宅地造成事業						

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	680,415	741,672	570,436	509,245	491,500
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	12,553	15,095	14,356	13,730	13,385
	公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	0
合計 (1)		692,968	756,767	584,792	522,975	504,885
標準財政規模		7,501,407	7,734,435	7,800,876	7,933,504	8,005,996
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.23%)	(9.78%)	(7.49%)	(6.59%)	(6.30%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 172,129	▲ 36,385	▲ 110,697	▲ 179,854	▲ 33,792
	後期高齢者医療特別会計	16,687	17,663	21,068	20,495	23,881
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	2,378,952	2,409,219	2,244,794	2,316,962	2,252,590
	流域関連公共下水道事業会計	-	60,773	318,513	389,272	460,011
法非適用企業	下水道事業特別会計	59,844	-	-	-	-
合計 (2)		2,976,322	3,208,037	3,058,470	3,069,850	3,207,575
標準財政規模		7,501,407	7,734,435	7,800,876	7,933,504	8,005,996
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(39.67%)	(41.47%)	(39.20%)	(38.69%)	(40.06%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	169,838	207,335	168,914	257,161	321,122
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		169,838	207,335	168,914	257,161	321,122
標準財政規模		5,085,486	5,184,867	5,223,795	5,360,113	5,402,597
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.33%)	(3.99%)	(3.23%)	(4.79%)	(5.94%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	5,516	3,292	6,250	4,449	4,467
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	9,003	9,162	12,151	13,010	13,081
合計 (2)		423,431	492,539	485,499	558,476	654,038
標準財政規模		5,085,486	5,184,867	5,223,795	5,360,113	5,402,597
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.32%)	(9.49%)	(9.29%)	(10.41%)	(12.10%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	232,764	263,258	286,122	271,091	305,423
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	4,505	6,401	7,464	6,963	6,751
	農業集落排水事業特別会計	1,805	3,091	4,598	5,802	3,194
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		423,431	492,539	485,499	558,476	654,038
標準財政規模		5,085,486	5,184,867	5,223,795	5,360,113	5,402,597
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.32%)	(9.49%)	(9.29%)	(10.41%)	(12.10%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	361,593	319,841	349,598	275,719	387,875
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	30	62	110	9	8
	相島診療所事業特別会計	1,733	1,614	3,233	3,042	5,854
合計 (1)		363,356	321,517	352,941	278,770	393,737
標準財政規模		5,147,949	5,307,783	5,437,872	5,603,802	5,714,097
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.05%)	(6.05%)	(6.49%)	(4.97%)	(6.89%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	138,778	230,391	87,720	74,482	21,737
	後期高齢者医療特別会計	3,135	2,191	1,537	12,896	8,993
	老人保健特別会計	1,052	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	320,809	394,337	494,017	620,554	682,359
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	882	1,603	754	746	734
	渡船事業特別会計	11,380	6,152	6,140	4,036	11,757
	公共下水道事業特別会計	1,762	18,366	46,183	45,869	55,464
	相島漁業集落環境整備事業特別会計	193	850	394	1,103	601
合計 (2)		841,347	975,407	989,686	1,038,456	1,175,382
標準財政規模		5,147,949	5,307,783	5,437,872	5,603,802	5,714,097
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(16.34%)	(18.37%)	(18.19%)	(18.53%)	(20.56%)

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計		201,766	154,977	191,456	152,885	182,275
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		201,766	154,977	191,456	152,885	182,275
標準財政規模		2,678,732	2,690,192	2,707,215	2,743,134	2,735,332
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.53%)	(5.76%)	(7.07%)	(5.57%)	(6.66%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	76,180	57,878	8,383	54,020	53,341
	後期高齢者医療特別会計	4,024	4,060	4,967	4,404	4,763
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
合計 (2)		572,887	526,692	530,231	544,146	581,369
標準財政規模		2,678,732	2,690,192	2,707,215	2,743,134	2,735,332
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(21.38%)	(19.57%)	(19.58%)	(19.83%)	(21.25%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	281,647	285,826	298,198	319,557	334,983
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	9,270	23,951	27,227	13,280	6,007
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	531,962	606,249	629,054	746,973	851,623
	住宅新築資金等貸付事業	2,330	3,197	1,819	51	433
合計(1)		534,292	609,446	630,873	747,024	852,056
標準財政規模		7,987,444	7,983,165	8,032,912	8,201,164	8,221,633
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.68%)	(7.63%)	(7.85%)	(9.10%)	(10.36%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 162,401	▲ 205,564	▲ 231,186	▲ 216,399	▲ 1,986
	老人保健医療事業	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療事業	13,404	3,461	22,368	23,572	26,670
	介護保険事業(保険事業勘定)	17,016	10,398	22,487	27,520	64,101
	介護保険事業(介護サービス事業勘定)	279	478	2,118	1,522	1,166

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業	1,025,156	1,090,137	1,166,800	1,212,721	1,195,285
	流域関連公共下水道事業	164,969	268,938	458,497	435,566	493,771
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

合計(2)		1,592,715	1,777,294	2,071,957	2,231,526	2,631,063
標準財政規模		7,987,444	7,983,165	8,032,912	8,201,164	8,221,633
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(19.94%)	(22.26%)	(25.79%)	(27.20%)	(32.00%)

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	251,216	212,446	188,139	201,839	208,302
	給食センター特別会計	6,879	3,148	3,219	3,009	2,084
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		258,095	215,594	191,358	204,848	210,386
標準財政規模		3,674,156	3,594,913	3,636,909	3,687,346	3,617,221
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.02%)	(5.99%)	(5.26%)	(5.55%)	(5.81%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	110,851	27,758	46,929	71,880	70,918
	後期高齢者医療特別会計	5,551	6,996	4,609	5,339	6,265
	老人保健特別会計	1,215	-	-	-	-
	訪問看護特別会計	5,404	6,359	8,928	9,936	12,899
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	下水道事業会計	249,034	340,664	404,713	420,695	436,173
	病院事業会計	3,043,688	3,125,236	3,220,844	3,162,087	3,239,609
	モーターボート競走事業会計	654,938	1,615,621	2,864,793	3,654,799	3,552,240
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	国民宿舎特別会計	656	12,382	11,554	3,744	8,340
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		4,329,432	5,350,610	6,753,728	7,533,328	7,536,830
標準財政規模		3,674,156	3,594,913	3,636,909	3,687,346	3,617,221
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(117.83%)	(148.83%)	(185.69%)	(204.30%)	(208.35%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	259,389	411,865	534,476	423,616	253,362
	地域下水道事業特別会計	11,978	12,030	11,397	10,360	9,285
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		271,367	423,895	545,873	433,976	262,647
標準財政規模		5,670,345	5,624,186	5,610,953	5,683,472	5,681,069
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.78%)	(7.53%)	(9.72%)	(7.63%)	(4.62%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	38,389	76,328	79,648	69,984	39,411
	後期高齢者医療特別会計	2,070	2,611	4,138	2,336	1,223
	老人保健事業特別会計	0	-	-	-	-
合計 (2)		489,378	770,888	1,023,456	514,728	320,181
標準財政規模		5,670,345	5,624,186	5,610,953	5,683,472	5,681,069
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.63%)	(13.70%)	(18.24%)	(9.05%)	(5.63%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	149,967	244,014	379,326	-	-
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	27,585	24,040	14,471	8,432	16,900
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	366,958	402,883	348,140	295,287	275,817
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,068	1,497	1,872	2,215	2,491
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		368,026	404,380	350,012	297,502	278,308
標準財政規模		6,050,502	6,073,500	6,101,750	6,140,695	6,156,881
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.08%)	(6.65%)	(5.73%)	(4.84%)	(4.52%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	142,786	29,199	▲ 27,673	▲ 26,752	28,527
	老人保健事業特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	6,346	7,649	10,240	13,616	13,812
合計 (2)		1,455,516	1,350,529	1,179,127	1,141,301	1,166,260
標準財政規模		6,050,502	6,073,500	6,101,750	6,140,695	6,156,881
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(24.05%)	(22.23%)	(19.32%)	(18.58%)	(18.94%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	620,603	584,818	541,666	526,741	485,967
	下水道事業会計	317,755	324,483	304,882	330,194	359,646
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	122,167	107,183	171,005	184,512	213,185
	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	817	755	806	466	743
	遠賀霊園事業特別会計	3,129	3,011	2,985	4,035	5,544
	遠賀町給食事業特別会計	106	108	113	101	100
	地域下水道事業特別会計	4,163	6,605	5,674	7,477	5,725
	遠賀町土地取得会計	1	2	2	2	2
	合計(1)	130,383	117,664	180,585	196,593	225,299
標準財政規模		3,940,882	3,954,185	3,930,986	3,975,625	3,972,233
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.30%)	(2.97%)	(4.59%)	(4.94%)	(5.67%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	23,326	31,620	53,347	42,146	45,764
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	7,186	1,335	1,250	1,635	5,244
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	1,735	3,881	4,795	2,159	3,614
	公共下水道事業特別会計	9,562	10,186	9,698	15,091	15,044
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		172,192	164,686	249,675	257,624	294,965
標準財政規模		3,940,882	3,954,185	3,930,986	3,975,625	3,972,233
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.36%)	(4.16%)	(6.35%)	(6.48%)	(7.42%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	95,539	123,468	67,588	66,144	65,340
	住宅新築資金等特別会計	325	0	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
	合計(1)	95,864	123,468	67,588	66,144	65,340
標準財政規模		2,767,141	2,705,600	2,666,192	2,695,258	2,652,989
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.46%)	(4.56%)	(2.53%)	(2.45%)	(2.46%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小竹町国民健康保険特別会計	2,094	14,574	15,043	11,305	2,685
	小竹町後期高齢者医療特別会計	330	2,769	581	333	335
	小竹町老人保健特別会計	0	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	小竹町立病院事業特別会計	▲ 79,946	▲ 105,437	▲ 104,185	▲ 86,075	▲ 65,118
		小竹町水道事業特別会計	116,154	124,670	117,785	110,444	111,668
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	小竹町農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
		小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業						
合計(2)		134,496	160,044	96,812	102,151	114,910	
標準財政規模		2,767,141	2,705,600	2,666,192	2,695,258	2,652,989	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(4.86%)	(5.91%)	(3.63%)	(3.79%)	(4.33%)	

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
一般会計等	一般会計	73,579	117,066	122,632	126,607	48,610	
	住宅新築資金等特別会計	32	28	19	0	0	
	鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	6	4	4	5	6	
	鞍手町谷山池バイパス水利施設維持管理運営費特別会計	6	5	4	4	4	
	鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計	0	-	283	10	23,493	
	地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計	0	-	-	0	0	
	合計(1)	73,623	117,103	122,942	126,626	72,113	
標準財政規模		4,472,846	4,412,305	4,428,881	4,439,707	4,355,378	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(1.64%)	(2.65%)	(2.77%)	(2.85%)	(1.65%)	
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 57,904	▲ 124,488	▲ 158,774	▲ 193,645	▲ 145,519	
	後期高齢者医療特別会計	636	641	894	742	801	
	老人保健事業特別会計	0	-	-	-	-	
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	鞍手町水道事業会計	348,055	382,835	422,215	442,575	465,092
	鞍手町病院事業会計	1,107,135	1,369,315	1,553,910	-	-	
	鞍手町介護老人保健施設事業会計	380,741	422,694	466,966	-	-	
法非適用企業	宅地造成事業以外	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	298	3,671	79	89	76
	宅地造成事業	鞍手町中山西区用地造成事業特別会計	-	-	0	0	-
合計(2)		1,852,584	2,171,771	2,408,232	376,387	392,563	
標準財政規模		4,472,846	4,412,305	4,428,881	4,439,707	4,355,378	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(41.41%)	(49.22%)	(54.37%)	(8.47%)	(9.01%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	203,181	193,005	181,929	212,652	200,617
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	97	215	165	600	585
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		203,278	193,220	182,094	213,252	201,202
標準財政規模		3,382,174	3,346,806	3,276,876	3,298,852	3,279,620
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(6.01%)	(5.77%)	(5.55%)	(6.46%)	(6.13%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	16,265	11,264	4,732	▲ 14,065	▲ 84,041
	後期高齢者医療特別会計	923	1,174	1,468	1,763	1,646
	老人保健特別会計	57	-	-	-	-
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	221,702	230,562	257,680	296,416	340,859
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		442,225	436,220	445,974	497,366	459,666
標準財政規模		3,382,174	3,346,806	3,276,876	3,298,852	3,279,620
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(13.07%)	(13.03%)	(13.60%)	(15.07%)	(14.01%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	268,308	237,603	291,976	259,188	308,794
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,380	6,804	6,993	6,265	7,458
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		275,688	244,407	298,969	265,453	316,252
標準財政規模		7,726,213	7,703,158	7,657,142	7,749,256	7,591,022
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.56%)	(3.17%)	(3.90%)	(3.42%)	(4.16%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 12,459	23,803	14,426	▲ 104,082	▲ 175,481
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	3,590	9,581	6,041	6,126	7,133
合計(2)		301,133	366,791	481,340	380,798	445,168
標準財政規模		7,726,213	7,703,158	7,657,142	7,749,256	7,591,022
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.89%)	(4.76%)	(6.28%)	(4.91%)	(5.86%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	27,504	83,621	156,713	209,356	294,384
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	簡易水道事業特別会計	0	-	-	-	-
	公共下水道事業特別会計	2,617	3,607	3,742	2,150	1,376
	農業集落排水事業特別会計	1,124	802	1,045	1,277	1,295
	工業用地造成事業特別会計	3,069	970	404	518	209
合計(2)		301,133	366,791	481,340	380,798	445,168
標準財政規模		7,726,213	7,703,158	7,657,142	7,749,256	7,591,022
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.89%)	(4.76%)	(6.28%)	(4.91%)	(5.86%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計		349,578	249,581	208,672	208,850	117,392
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		349,578	249,581	208,672	208,850	117,392
標準財政規模		1,809,696	1,611,607	1,561,730	1,539,185	1,520,311
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(19.31%)	(15.48%)	(13.36%)	(13.56%)	(7.72%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	0	0	▲ 11,964	100	243
	後期高齢者医療	389	145	326	360	45
	老人保健事業	4,456	-	-	-	-
合計 (2)		354,628	250,382	197,507	210,673	121,753
標準財政規模		1,809,696	1,611,607	1,561,730	1,539,185	1,520,311
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(19.59%)	(15.53%)	(12.64%)	(13.68%)	(8.00%)

会計名 (公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	205	656	473	1,363	4,073
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	284,479	468,230	391,718	373,229	391,756
	土地取得会計	4,187	4,188	4,194	4,195	4,194
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		288,666	472,418	395,912	377,424	395,950
標準財政規模		3,859,269	3,837,882	3,775,197	3,866,311	3,769,137
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.47%)	(12.30%)	(10.48%)	(9.76%)	(10.50%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計(含直診)	▲123	90,655	72,491	115,895	97,303
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療保険特別会計	0	0	0	0	0
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会計名(公営企業会計)						
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	大刀洗町下水道事業特別会計	1	1	1	0	2,934
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		288,544	563,074	468,404	493,319	496,187
標準財政規模		3,859,269	3,837,882	3,775,197	3,866,311	3,769,137
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.47%)	(14.67%)	(12.40%)	(12.75%)	(13.16%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	186,926	172,533	185,142	208,220	176,344
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		186,926	172,533	185,142	208,220	176,344
標準財政規模		3,170,902	3,173,973	3,103,984	3,135,587	3,144,394
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.89%)	(5.43%)	(5.96%)	(6.64%)	(5.60%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	96,350	5,188	▲ 20,297	▲ 17,597	52,883
	大木町後期高齢者医療特別会計	3,520	3,359	5,024	8,556	5,932
	大木町老人保健特別会計	0	-	-	-	-
合計 (2)		868,578	837,573	880,694	939,439	1,006,881
標準財政規模		3,170,902	3,173,973	3,103,984	3,135,587	3,144,394
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(27.39%)	(26.38%)	(28.37%)	(29.96%)	(32.02%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		868,578	837,573	880,694	939,439	1,006,881
標準財政規模		3,170,902	3,173,973	3,103,984	3,135,587	3,144,394
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(27.39%)	(26.38%)	(28.37%)	(29.96%)	(32.02%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	420,250	357,317	387,413	397,584	381,412
	住宅新築資金等貸付特別会計	687	123	1,539	2,272	369
	広川防災ダム管理特別会計	297	1,308	1,166	1,237	2,017
	工業団地共同排水処理施設管理特別会計	0	-	-	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		421,234	358,748	390,118	401,093	383,798
標準財政規模		4,472,568	4,504,977	4,478,274	4,501,050	4,421,977
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(9.41%)	(7.96%)	(8.71%)	(8.91%)	(8.67%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 138,211	▲ 117,861	▲ 130,244	▲ 142,963	▲ 135,495
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	5,091	5,156	5,266	5,246	6,704
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	397,733	484,952	575,994	659,662	688,094
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	下水道事業特別会計	37,384	40,832	24,311	24,057	40,604
合計 (2)		723,231	771,827	865,445	947,095	983,705
標準財政規模		4,472,568	4,504,977	4,478,274	4,501,050	4,421,977
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(16.17%)	(17.13%)	(19.32%)	(21.04%)	(22.24%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	333,776	322,202	278,190	307,449	371,102
	住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		333,776	322,202	278,190	307,449	371,102
標準財政規模		3,171,050	3,118,012	3,092,045	3,130,446	3,162,136
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.52%)	(10.33%)	(8.99%)	(9.82%)	(11.73%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 125,285	▲ 102,522	▲ 174,997	14,288	▲ 45,634
	後期高齢者医療特別会計	3,679	4,173	4,392	4,703	4,502
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
合計 (2)		655,243	653,795	541,453	748,270	724,568
標準財政規模		3,171,050	3,118,012	3,092,045	3,130,446	3,162,136
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(20.66%)	(20.96%)	(17.51%)	(23.90%)	(22.91%)
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	378,860	370,841	379,800	372,710	350,262
	工業用水道事業会計	64,213	59,101	54,068	49,120	44,336
法非適用企業	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
合計 (2)		655,243	653,795	541,453	748,270	724,568
標準財政規模		3,171,050	3,118,012	3,092,045	3,130,446	3,162,136
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(20.66%)	(20.96%)	(17.51%)	(23.90%)	(22.91%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	311,783	344,396	106,788	126,476	130,305
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	128	179	254	168	85
	バス事業特別会計	303	425	451	238	227
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		312,214	345,000	107,493	126,882	130,617
標準財政規模		4,131,938	3,987,462	3,819,444	3,776,836	3,758,137
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.55%)	(8.65%)	(2.81%)	(3.35%)	(3.47%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	97,182	158,964	60,447	▲ 35,411	▲ 116,502
	後期高齢者医療事業特別会計	1,833	1,498	1,295	909	1,456
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
合計 (2)		714,561	833,834	526,392	472,720	414,199
標準財政規模		4,131,938	3,987,462	3,819,444	3,776,836	3,758,137
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(17.29%)	(20.91%)	(13.78%)	(12.51%)	(11.02%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	303,332	328,372	357,157	380,340	398,628
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		714,561	833,834	526,392	472,720	414,199
標準財政規模		4,131,938	3,987,462	3,819,444	3,776,836	3,758,137
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(17.29%)	(20.91%)	(13.78%)	(12.51%)	(11.02%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	374,763	431,464	439,641	443,339	569,705
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	20,514	16,408	24,657	34,390	42,992
	学校給食センター事業特別会計	30	198	1,274	3,697	697
合計 (1)		395,307	448,070	465,572	481,426	613,394
標準財政規模		2,704,736	2,668,110	2,622,631	2,653,791	2,650,885
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.61%)	(16.79%)	(17.75%)	(18.14%)	(23.13%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 137,305	▲ 76,264	▲ 115,113	▲ 110,117	▲ 151,212
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療事業特別会計	950	874	1,220	1,317	1,359
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外	404,658	422,926	450,608	476,837	492,363
	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	149,016	151,710	123,008	101,952	43,688
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		812,626	947,316	925,295	951,415	999,592
標準財政規模		2,704,736	2,668,110	2,622,631	2,653,791	2,650,885
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(30.04%)	(35.50%)	(35.28%)	(35.85%)	(37.70%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	1,206,191	1,352,538	1,292,143	1,294,695	1,261,728
	学校給食センター特別会計	▲ 4,577	▲ 5,174	▲ 4,758	▲ 4,832	▲ 4,851
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 617,607	▲ 604,536	▲ 593,775	▲ 581,862	▲ 570,619
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		584,007	742,828	693,610	708,001	686,258
標準財政規模		5,143,325	4,901,899	4,704,577	4,653,204	4,648,657
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(11.35%)	(15.15%)	(14.74%)	(15.21%)	(14.76%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 767,966	▲ 715,339	▲ 673,435	▲ 701,764	▲ 668,137
	後期高齢者医療特別会計	2,710	2,935	3,046	2,622	2,684
	老人保健医療特別会計	0	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	宅地造成事業以外	60,449	50,843	82,414	71,496	65,212
	病院事業会計	194,402	-	-	-	-
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		73,602	81,267	105,635	80,355	86,017
標準財政規模		5,143,325	4,901,899	4,704,577	4,653,204	4,648,657
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(1.43%)	(1.65%)	(2.24%)	(1.72%)	(1.85%)

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	558,020	611,535	608,345	590,273	444,857
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	43,694	14,373	23,308	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		601,714	625,908	631,653	590,273	444,857
標準財政規模		2,126,949	2,138,193	2,164,531	2,267,020	2,249,770
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(28.29%)	(29.27%)	(29.18%)	(26.03%)	(19.77%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 130,155	▲ 102,802	▲ 89,560	▲ 91,297	▲ 104,401
	老人保健事業	309	-	-	-	-
	後期高齢者医療事業	3,309	790	3,045	3,021	2,709
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	110,818	92,009	77,215	93,310	46,188
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		585,995	615,905	622,353	595,307	389,353
標準財政規模		2,126,949	2,138,193	2,164,531	2,267,020	2,249,770
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(27.55%)	(28.80%)	(28.75%)	(26.25%)	(17.30%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	88,830	79,734	72,439	76,136	73,878
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 49,496	▲ 43,855	▲ 41,137	▲ 37,766	▲ 35,101
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		39,334	35,879	31,302	38,370	38,777
標準財政規模		1,461,990	1,424,102	1,381,869	1,391,447	1,401,570
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.69%)	(2.51%)	(2.26%)	(2.75%)	(2.76%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	190	6,043	20	0	0
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者特別会計	140	49	103	136	123
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会計名(公営企業会計)						
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道特別会計	3,774	3,595	3,403	3,219	3,457
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		43,438	45,566	34,828	41,725	42,357
標準財政規模		1,461,990	1,424,102	1,381,869	1,391,447	1,401,570
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.97%)	(3.19%)	(2.52%)	(2.99%)	(3.02%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	1,213,687	1,277,628	985,741	1,079,673	1,286,360
	住宅新築資金貸付事業特別会計	30,803	52,395	24,703	18,423	21,833
合計 (1)		1,244,490	1,330,023	1,010,444	1,098,096	1,308,193
標準財政規模		7,864,379	7,646,418	7,556,285	7,623,641	7,544,567
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(15.82%)	(17.39%)	(13.37%)	(14.40%)	(17.33%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 754,601	▲ 815,068	▲ 983,501	▲ 1,074,540	▲ 1,292,201
	後期高齢者医療特別会計	3,873	7,257	2,864	2,577	2,515
	老人保健特別会計	3,557	-	-	-	-
	国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 272,026	▲ 296,076	▲ 333,879	▲ 370,484	▲ 433,019
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	469,675	467,633	461,213	461,951	426,291
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		694,968	693,769	157,141	117,600	11,779
標準財政規模		7,864,379	7,646,418	7,556,285	7,623,641	7,544,567
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.83%)	(9.07%)	(2.07%)	(1.54%)	(0.15%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	1,847,122	1,375,413	589,491	515,340	472,324
	土地区画整理事業特別会計	31,077	0	744	0	0
	住宅新築資金等特別会計	0	1,082	1,172	1,473	1,242
	京都郡公平委員会特別会計	52	83	125	154	192
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		1,878,251	1,376,578	591,532	516,967	473,758
標準財政規模		8,500,556	8,120,291	8,039,260	8,613,540	8,170,755
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(22.09%)	(16.95%)	(7.35%)	(6.00%)	(5.79%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	55,236	▲ 36,048	▲ 80,108	▲ 71,941	▲ 243,896
	老人保健特別会計	22	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	3,259	6,853	8,795	2,975	9,990
	介護保険特別会計	42,234	39,340	44,573	2,961	41,892
	介護保険特別会計(介護サービス)	2,755	2,406	4,440	5,071	0
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会計名(公営企業会計)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業	1,296,360	1,255,794	1,155,998	1,198,704	1,159,089
	下水道事業	200,419	191,896	163,740	231,949	253,069
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業	634,030	226,932	568,975	338,713	235,954
合計 (2)		4,112,566	3,063,751	2,457,945	2,225,399	1,929,856
標準財政規模		8,500,556	8,120,291	8,039,260	8,613,540	8,170,755
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(48.37%)	(37.72%)	(30.57%)	(25.83%)	(23.61%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
 ○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	933,099	1,028,908	903,914	874,145	926,580
	住宅新築資金等事業特別会計	▲ 167,540	▲ 162,115	▲ 157,217	▲ 151,134	▲ 145,043
	土地取得特別会計	764	764	764	764	764
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		766,323	867,557	747,461	723,775	782,301
標準財政規模		7,147,077	6,957,035	6,860,492	6,918,789	6,813,990
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.72%)	(12.47%)	(10.89%)	(10.46%)	(11.48%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	67,619	68,779	71,190	72,163	100,514
	老人保健事業特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	1,952	3,174	3,722	2,811	3,255
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	32	110	9,677	14,946	32,715
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	966	3,311	4,973	6,231	4,133

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業特別会計	440,875	472,435	525,031	579,028	595,809
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	農業集落排水事業特別会計	791	879	86	271	382
	公共下水道事業特別会計	340	1,158	3,691	707	68
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		1,278,898	1,417,403	1,365,831	1,399,932	1,519,177
標準財政規模		7,147,077	6,957,035	6,860,492	6,918,789	6,813,990
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(17.89%)	(20.37%)	(19.90%)	(20.23%)	(22.29%)

○用語解説
 ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
 ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
 ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
 ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
 ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	234,398	187,351	59,134	273,371	166,605
	奨学金特別会計	1,088	6,512	5,590	5,253	5,097
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		235,486	193,863	64,724	278,624	171,702
標準財政規模		1,973,535	1,974,458	1,954,528	1,985,827	1,991,524
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(11.93%)	(9.81%)	(3.31%)	(14.03%)	(8.62%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	66,657	92,455	55,240	60,953	63,064
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	2,028	2,104	2,707	2,193	2,570
合計 (2)		443,025	450,751	305,674	537,122	402,768
標準財政規模		1,973,535	1,974,458	1,954,528	1,985,827	1,991,524
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(22.44%)	(22.82%)	(15.63%)	(27.04%)	(20.22%)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	120,641	147,191	173,044	185,662	155,472
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	18,213	15,138	9,959	9,690	9,960
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	282,302	347,093	313,834	300,458	387,951
	奨学資金特別会計	4,094	5,832	3,687	2,942	▲ 96,074
	住宅新築資金等特別会計	455	398	726	998	2,587
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		286,851	353,323	318,247	304,398	294,464
標準財政規模		3,774,025	3,658,187	3,567,911	3,581,633	3,366,714
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.60%)	(9.65%)	(8.91%)	(8.49%)	(8.74%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	40,565	76,850	62,624	59,917	27,091
	老人保健特別会計	652	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	2,771	2,616	1,826	3,565	5,429
	国民健康保険直営診療所特別会計	2,177	-	-	-	-
合計 (2)		335,202	435,085	384,496	370,070	329,016
標準財政規模		3,774,025	3,658,187	3,567,911	3,581,633	3,366,714
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(8.88%)	(11.89%)	(10.77%)	(10.33%)	(9.77%)

会計名 (公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
法適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	953	1,103	858	1,022	748
		簡易水道事業特別会計	1,233	1,193	941	1,168	1,284
	宅地造成事業						

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等	一般会計	1,410,621	1,451,575	1,177,595	1,452,648	1,628,394
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 340,830	▲ 310,228	▲ 295,199	▲ 282,915	▲ 273,886
	奨学金貸付事業特別会計	4,245	5,479	3,674	2,403	1,131
	椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	23	29	29	29	0
	霊園事業特別会計	223	0	728	764	142
	合計(1)	1,074,282	1,146,855	886,827	1,172,929	1,355,781
標準財政規模		6,325,042	6,134,907	6,019,795	6,037,096	5,918,295
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(16.98%)	(18.69%)	(14.73%)	(19.42%)	(22.90%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	7,446	▲ 50,646	▲ 155,756	▲ 83,634	▲ 105,305
	老人保健特別会計	0	-	-	-	-
	後期高齢者医療特別会計	4,198	4,721	6,200	8,995	11,847
資金不足・剰余額		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法適用企業	水道事業会計	127,057	127,385	150,395	158,315	190,714
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	簡易水道事業特別会計	8,326	6,856	6,439	7,027	14,679
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	13,138	14,858	10,300	8,797	6,253
	農業集落排水事業特別会計	16,628	15,312	11,863	12,935	7,604
	公共下水道事業特別会計	3,858	16,681	13,944	4,355	5,124
宅地造成事業						
合計(2)		1,254,933	1,282,022	930,212	1,289,719	1,486,697
標準財政規模		6,325,042	6,134,907	6,019,795	6,037,096	5,918,295
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(19.84%)	(20.89%)	(15.45%)	(21.36%)	(25.12%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)